

第一号通所事業（介護予防通所介護）重要事項説明書

＜ 令和7年4月1日 現在 ＞

1 事業の目的と運営の方針

（1）事業の目的

社会福祉法人ハッピーネットが開設するゆめの園りふれ中村橋デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）が行う第一号通所事業（指定介護予防通所介護事業）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、事業対象者又は要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な第一号通所事業（介護予防通所介護）を提供することを目的とします。

（2）運営の方針

- 1 事業所の従業者は、事業対象者又は要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、シニアサポートセンター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3926-8511（午前8時30分～午後5時30分まで）

担当 管理者・相談員名 田畑 風・林 李里伽・猿谷 衣梨

＊ 御不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

3 ゆめの園りふれ中村橋デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類 第一号通所事業及び不随するサービス

(2) 事業所名称及び所在地等

事業所名称	社会福祉法人ハッピーネット ゆめの園りふれ中村橋デイサービスセンター
管理者の氏名	田畑 風
所在地	東京都練馬区中村南 3-19-11
介護保険指定番号	通所介護 (東京都指定 1372010098 号)
サービスを提供する対象地域	練馬区 中野区

上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

(3) 職員の職種、員数及び職務内容

	配置人数	規定人数	勤務体制
管理者	1 名	1 名	8 : 30～17 : 30
生活 相談員	1 名以上	1 名以上	早 番 8 : 00～17 : 00 日 勤 8 : 30～17 : 30
機能訓練 指導員	1 名以上 (月～金)	1 名以上 (月～金)	早 番 8 : 00～17 : 00 日 勤 8 : 30～17 : 30
看 護 職 員	平 日 1 名以上	平 日 1 名以上	8 : 30～16 : 30
介 護 職 員	常勤換算にて 平 日 6 名以上 (内常勤 1 名以上)	確保すべき勤務時間数 平 日 37.5 時間以上	早 番 8 : 00～17 : 00 日 勤 8 : 30～17 : 30

① 管理者

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員

利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

③ 看護職員

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

④ 介護職員

利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づき必要な日常生活上の介護及び援助を行う。

⑤ 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練・助言を行う。

⑥ 運転手

運転手は、利用者の送迎のほか、通所介護の提供に従事する。

(4) 当事業所の設備の概要（介護保険適用利用者含む）

食堂兼機能訓練室	1 室 136.62 m ²	相談室	1 室	静養室	1 室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。			送迎車	7 台

(5) 営業時間（介護保険適用利用者含む）

定員	月～金曜日40名（祝日含む） 土曜日・日曜日※12月31日～1月3日休業
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分

緊急連絡先 03-3926-8511

3 サービス内容

- ① 送迎 利用者宅の玄関先まで送迎いたします。
- ② 食事 昼食の提供をいたします。
- ③ 入浴 介助浴、特殊浴での対応が可能です。
- ④ 機能訓練 機能訓練指導員による対応が可能です。
- ⑤ 生活相談 利用者、家族の介護等に関する相談に応じます。

5 料金

(1) 利用料金

- ① 第一号通所事業サービス利用料 介護保険法の定めに基づきます。

【練馬区】

区 分	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
週1回利用	19,009円	1,901円	3,802円	5,880円
週2回利用	36,242円	3,828円	7,656円	11,484円

【中野区】

区 分	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	19,598円	1,960円	3,920円	5,468円
要支援2	39,468円	3,947円	7,894円	11,841円

②加算等

区 分	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
科学的介護推進体制加算	436円	44円	88円	131円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月の総単位数(基本サービス費+各加算)に9.0%を乗じた金額	1割	2割	3割

送迎代は基本料金に包括されます。

入浴代は基本料金に包括されます。

③減算

減算名	利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
送迎減算(片道)	－501円	－52円	－103円	－154円
高齢者虐待防止 措置未実施減算	週1回利用 －196円	－20円	－40円	－59円
	週2回利用 －392円	－40円	－79円	－118円
業務継続計画 未策定減算	週1回利用 －196円	－20円	－40円	－59円
	週2回利用 －392円	－40円	－79円	－118円

④食費 1食あたり680円。おやつ50円(全額自己負担)

※生活保護受給者は、480円。おやつ50円(全額自己負担)

⑤その他 上記のほか、オムツ1枚90円 リハビリパンツ1枚100円、パット1枚40円。

プログラム材料費は個別の希望に基づき実費料金がかかります。

(2) 支払方法

毎月15日前後に前月分の請求をお送りいたします。お支払い方法は、口座引き落としとなります。振り込みの場合は、末日までにお振込みください。お支払いいただきますと、領収証を発行致します。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者の御都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分/事業対象者が、非該当(自立)と認定された場合。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合。利用者及び職員に対して、忠告したにも関わらず暴力行為・暴言行為と見られる行為により相手を威圧する行動を行った場合。利用者間で金銭のやり取りにより、サービス上支障が生じ、忠告したのにもかかわらず改善を行わない場合。利用者及び職員に対するセクハラ行為を含め、警告したのにも拘らず、いやがらせ行為等を止めない場合。事業所都合による閉鎖及び職員の配置等によりサービス続行が不能・困難と判断した場合。（居宅基準第10条の規定により、当該利用者に係る居宅支援事業者への連絡、適切な他のサービスの紹介その他必要な措置を速やかに行います。）利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴[感染症]等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。なお、6カ月間継続して利用されない状況が続く場合には、サービスに関わる状況が変化している場合がある為、本契約は強制的に解除する場合がございます。

7 事業所のサービスの特徴・留意事項

(1) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
時間延長の可否	×	
従業員への研修の実施	○	定期的に技術向上のために実施しております。
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

(4) 施設利用にあたっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 道路事情等で送迎時間が遅れる可能性があります...
- ・体調確認 看護職による健康チェックを行います...
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更
 当日体調が優れない場合、こちらの判断で事業所利用（入浴・機能訓練等）を休んでいただくことがあります。ご了承ください。また、ご自宅でのご静養の必要性や迅速な通院が必要な場合は、ご家族様に対応をお願いすることがあります...
- ・利用のキャンセル 前日の午後5時30分までにご連絡をお願いします。午後5時30分以降または、当日キャンセルいたしますと680円（食費）、50円おやつ（キャンセル料）がかかります。＊生活保護受給者は480円です...
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従った使用をお願いします...
- ・金銭管理 当事業所を利用するにあたっての必要経費（利用料・行事費等）以外の金銭の紛失、利用者間の金銭的トラブルに関しては、当事業所は一切責任を負いかねます...
- ・入院時 入院した際は、当事業所にご連絡ください。また、退院後再度健康診断書の提出をお願いします。
- ・提携病院 提携病院は大野医院です。当事業所サービスを利用時に体調不良になった際、大野医院にて対応する場合があります...

8 緊急時の対応方法

- ① サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡する等の措置を講ずるとともに適切な処置を行い、管理者に報告をする義務を負います。
- ② サービス提供中に、天災その他災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じ、管理者に報告をする義務を負います。
- ③ 車両事故が発生した場合、救急車の手配、警察、親族、居宅支援事業者等に速やかに連絡を行う。

主治医	氏名	
	連絡先	
御家族	氏名	
	連絡先	

9 事故発生時の対応

- ① 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、事故の状況を記録し、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- ② 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

10 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的な避難救出その他必要な訓練を行うものとする。

- ・ 防災時の対応 自衛消防隊による初期対応を行います。
- ・ 防災設備 スプリンクラー・連結送水管等を設置しております。
- ・ 防災訓練 定期的に行います。
- ・ 防火責任者 田畑 風
- ・

11 第三者評価の実施状況

実施しておりません。

12 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当事業所における相談・苦情の担当

当事業所のご相談・苦情・個人情報の取り扱いに関する苦情等を承ります。

(担当) 管理者名・相談員名 田畑 風・林 李里伽・猿谷 衣梨

② 苦情解決責任者

当事業所では、苦情解決責任者を配置し苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めています。

(担当) 東京事業運営部高齢通所グループマネージャー 氏名 高橋敏朗

③ 第三者委員

古賀 恵

横山 一美

④当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、東京都国民健康保険連合会等に苦情を伝えることができます。

練馬区介護保険課 03-5984-2863

練馬区保健福祉サービス苦情調整委 03-3993-1344

東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0011

東京都運営適正化委員会 03-5283-7020

利用者の住所地の地域包括支援センター

センター名	電話番号	担当地域
第2育秀苑地域包括支援センター	03-5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
桜台地域包括支援センター	03-5946-2311	桜台
豊玉地域包括支援センター	03-3993-1450	豊玉中、豊玉南
練馬地域包括支援センター	03-5984-1706	練馬
練馬区役所地域包括支援センター	03-5946-2544	豊玉上、豊玉北
中村橋地域包括支援センター	03-3577-8815	貫井、向山
中村かしわ地域包括支援センター	03-5848-6177	中村、中村南、中村北
北町地域包括支援センター	03-3937-5577	錦、北町1から5・8、平和台
北町はるのひ地域包括支援センター	03-5399-5347	氷川台、早宮、北町6・7
田柄地域包括支援センター	03-3825-2590	田柄1から4、光が丘1
練馬高松園地域包括支援センター	03-3926-7871	春日町、高松1から3
光が丘地域包括支援センター	03-5968-4035	光が丘2・4から6、旭町、高松5丁目13から24番
光が丘南地域包括支援センター	03-6904-0312	高松4・5丁目1から12番、田柄5、光が丘3・7
第3育秀苑地域包括支援センター	03-6904-0192	土支田、高松6
練馬ゆめの木地域包括支援センター	03-3923-0269	谷原、高野台3から5、三原台、石神井町2
高野台地域包括支援センター	03-5372-6300	富士見台、高野台1・2、南田中1から3
石神井地域包括支援センター	03-5923-1250	石神井町1・3から8、石神井台1・3
フローラ石神井公園地域包括支援センター	03-3996-0330	下石神井、南田中4・5
第二光陽苑地域包括支援センター	03-5991-9919	石神井台2・5から8、関町東2、関町北4・5
関町地域包括支援センター	03-3928-5222	関町北1から3、関町南2から4、立野町
上石神井地域包括支援センター	03-3928-8621	上石神井、関町東1、関町南1

13 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催。
- 二 虐待防止のための指針の策定。
- 三 虐待防止を適切に実施するための担当者を設置。
- 四 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- 五 施設では、要介護従事者等による高齢者虐待が発生しないように適切な措置を講ずるものとし、遅滞なく市町村に通報する。

(身体拘束等の禁止)

事業所は、介護保険サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

14 従業者の質の確保

- ① 事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。
- ② 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所は、適切な介護保険サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

15 その他運営についての重要事項

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、(介護予防)通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 三 訓練の実施 年1回以上

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- 2 従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべきことを、従業者との雇用

契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人ハッピーネット理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

1.6 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人ハッピーネット
代表者役職・氏名	理事長 伏見 広一
本社所在地・電話番号	埼玉県さいたま市桜区南元宿 2 丁目 6-22 048-767-3822

1.7 ご利用料金について

料金例) 計算方法 (食費以外介護保険適用時の価格・負担割合証 1 割の方です)

	1 ヶ月のご利用料	
事業対象者	1,901 円	
要支援 1	1,901 円	
要支援 2	3,828 円	
介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	1 ヶ月の総単位数 (基本サービス費 + 各加算) に 9.0% を乗じた金額	
昼食費 おやつ	680 円 (生活保護受給者 480 円) 50 円	

例) 要支援 1 の方が月に 4 日利用した場合

基本利用料金	¥1,901	×	1 ヶ月	=	¥1,901
昼食費	¥680	×	4 日	=	¥2,720
おやつ	¥50	×	4 日	=	¥200
					¥4,821

※上記合計金額に介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・科学的介護推進体制加算が加算されます。

- 生活保護受給者の昼食費は 480 円となります。事前申請が必要となります。
- オムツ 1 枚 90 円、リハビリパンツ 1 枚 100 円、パット 1 枚 40 円。
- プログラム材料費・・・個別の希望に基づき実費料金がかかります。

※ 上記の料金は、あくまでも一例ですので、月によって、もしくは個人の契約によって異なります。